

オーブン

バルチャルオンライン

開催実現へ議論を

上位日本公認会計士協会
企業会計基準委員会、東京
証券取引所、日本経済団体
連合会をメンバーに、全国
銀行協会、法務省、経済産
業省をオブザーバーとして
この影響等における企業決
算作業監査などについて、

愛知淑徳大学ビジネス学部教授
公認会計士

あそだ。あつし 監査講、会計
業務。慶應義塾大学経済学部卒業
監査法人伊東会計事務所（現P.W.
Cあらた有限責任監査法人）など
を経て現職。1995年生まれ。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、政府は4月7日、全国に緊急事態宣言を発令した。この時期は我が国の上場会社の7割程度を占める3月期決算企業にどうつて決算業務の真っただ中である。

かかる事態を受けて金融庁は、「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会」を立ち

コロナ下の株主総会

関係者間で現状の認識、対応の在り方などを共有、声明発表を行つてきた。有価証券報告書に関しては、現状、決算日より3カ月以内の提出が必要であるが、内閣府令の改正により、一律9月末までに延長された。緊急事態宣言の発令により、不要不急の外出自粛が要請され、従業員の安全確保のための在宅勤務により、決算業務が通常よりも大きく遅延した。さらにロックダウンによるより厳しい措置がとられてくる海外子会社などを有する場合、これら海外連結子会社などの情報が入手できなけれ

更する方法。当初予定した時期に定期株主総会を開催し、取締役の選任等及び続行の決議を行い、計算書類、監査報告についてほどの継続会にて対応する方法が紹介されている。

しかしながら、これほん
いすれも決算・監査業務の
遅延に対する手当であり、株
主総会開催によつて、株
主を含め関係者一同が長時
間、密集するのに關しては、
あまり議論されていないよ
うに感じる。当局によれば、
株主総会を開催つて當該
株主総会の会場にいない株
主についても、インターネット
などの手段を用いて遠
隔地からいれに参加・出席
することを許容するハイブ
リット型株主総会は認めて
いる。

一方、実際に開催する場所がないバーチャル空間のみで行う方式でのバーチャルオンライン型株主総会は、会社法上「株主総会の招集に際しては株主総会の場所を定めなければならぬ。」と定めているため、認められない」とされている。結果、株主投票の自粛を求める程度の対応しかできない状況にある。